

(別添)

地域提案型雇用創造促進事業について（平成18年度）

厚生労働省職業安定局

平成18年 1 月

目次

I 事業の概要	3
1 趣旨	3
2 事業の対象地域	3
3 事業の提案・実施主体	5
4 事業内容	6
5 市町村や経済団体が実施する地域や産業の開発・振興の取組	9
6 事業規模等	10
7 事業の仕組み	12
II 応募方法	13
1 応募者	13
2 必要書類	13
3 事業構想提案書の作成方法	13
4 提出先	15
5 問い合わせ及び相談	15
III 事業構想の選抜	15
1 選抜への流れ	15
2 選抜の基準	15
3 選抜結果の通知	16
IV 契約	16
1 委託契約の締結	16
2 委託費の支払い	17
V 事業の評価	17
1 事業の中間評価	17
2 次年度以降の事業の実施	17
3 事業の実施結果の報告	17
(パッケージ事業の経費積算に係る留意事項について)	18
(事業構想提案書 様式)	20
(事業構想要約版 様式)	26
(協議会の規約 例 (参考資料1))	27
(会計事務取扱規程 例 (参考資料2))	31
地域提案型雇用創造促進事業Q&A	33

I 事業の概要

1 趣旨

雇用失業情勢は全国的には改善しているものの、地域差がみられます。

地域を取り巻く環境等は様々であり、地域の雇用創造をより効果的に行うためには、国が一律に対策を講じるのではなく、できるだけ現場に近い意欲のある地域による自主性・創意工夫ある取組を支援することが必要です。

一方、政府においては、地域の自発的な地域経済の活性化や雇用機会の創出の取組を国が支援する「地域再生」の取組を開始したところであり、雇用対策についても、地域の自発的な取組を競争的・選択的に支援することが重要です。

このため、雇用機会が少ない地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域の経済団体等から構成される協議会が提案した雇用対策の事業の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該協議会等に対しその事業の実施を委託する地域提案型雇用創造促進事業（以下「パッケージ事業」といいます。）を創設しました。

なお、本事業については、財団法人高齢者雇用開発協会（以下「協会」といいます。）が実施している「緊急雇用創出特別基金事業」のうち「地域雇用受皿事業」の一事業として実施しています。

2 事業の対象地域

(1) 基本的考え方

以下のいずれをも満たす地域を対象地域とします。

- ① 雇用機会が少ない地域であること。
- ② 地域再生計画の認定を受け、自発的に地域の雇用創造に取り組む地域であること。

(2) 具体的な判断基準

(1)①について

以下のいずれかを満たす地域

- イ 地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第9条第1項に規定する同意雇用機会増大促進地域である地域
- ロ パッケージ事業の委託に係る雇用対策事業（以下「事業」という。）実施の直近1年間における当該地域の有効求人倍率（※1）の平均（※2）が概ね1倍未満である地域

なお、上記イ、ロに該当しない地域であっても、当該地域の基幹産業における事業所数、従業員数、製造品出荷額、年間商品販売額等が減少していることに伴

い雇用情勢が今後悪化する蓋然性が極めて高い地域については、対象地域に該当とすることとします。

※1 当該地域を管轄する公共職業安定所における一般の有効求人倍率（新規学卒者を除きパートタイムを含む。）の数字を使用してください。

当該地域が公共職業安定所の管轄区域と一致しない場合の計算方法は以下のとおりです。

(イ) 当該地域が公共職業安定所の管轄区域の一部である場合

当該地域に係る有効求人数・有効求職者数は、それぞれ、当該地域の事業所数・労働力人口が当該地域が含まれる公共職業安定所の管轄の全事業所数・全労働力人口に占める割合により按分して算定します。

(ロ) 当該地域が複数の公共職業安定所の管轄区域にまたがる場合

(地域の有効求人数の合計÷地域の有効求職者数の合計)により算定した数値とします。

[例] 地域： α 市及び β 町

$\left(\begin{array}{l} \text{A安定所の管轄：}\alpha\text{市全域（のみ）} \\ \text{B安定所の管轄：}\beta\text{町全域及び}\gamma\text{町全域} \end{array} \right)$

・ β 町の事業所数割合

= β 町の事業所数÷ β 町と γ 町の事業所数の合計

・ β 町の労働力人口割合

= β 町の労働力人口÷ β 町と γ 町の労働力人口の合計

・地域の有効求人数

= A安定所の有効求人数+B安定所の有効求人数× β 町の事業所数割合

・地域の有効求職者数

= A安定所の有効求職者数+B安定所の有効求職者数× β 町の労働力人口割合

・地域の有効求人倍率

= 地域の有効求人数÷地域の有効求職者数

※2 平均の求め方（12か月）は以下のとおりです。

・有効求人数の平均（A）：各月の有効求人数の合計÷12

・有効求職者数の平均（B）：各月の有効求職者数の合計÷12

・有効求人倍率の平均=A÷B

(注) 各月の求人倍率から平均を求めるものではありません。

(1)②について

事業実施までに、対象地域の市町村（複数の場合はそのすべて）により、パッケージ事業を活用することを盛り込んだ地域再生計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けてください。なお、都道府県が策定者に含まれていても差し支えありませんが、対象地域内のすべての市町村が策定主体となる必要があります。

また、事業の実施を希望する場合には、地域再生計画の認定申請に先んじてパッケージ事業の事業構想を提案（※）することになります。地域再生計画の認定を受けることを前提として、パッケージ事業への応募をしてください。

さらに、パッケージ事業の事業構想の審査は、地域再生計画の認定申請に先行することとなりますが、パッケージ事業の採択の内定を受けた後であっても、地域再生計画の認定が受けられなかった場合には、事業を委託することはできません。

（※）平成18年度において地域再生計画の認定申請の受付が最初に行われる時期は、平成18年4～5月頃の見込みですが、これに先立つパッケージ事業の事業構想の提案締切は平成18年2月になります。

パッケージ事業の事業構想の提案締切日に関する詳細は、各都道府県労働局にお問い合わせください。

なお、平成18年度において地域再生計画の認定申請受付が複数回行われる場合には、パッケージ事業についても、これに合わせ、事業構想の提案を受け付ける予定ですが、地域再生計画の認定に係るスケジュールについては、内閣府地域再生事業推進室にお問い合わせください。

3 事業の提案・実施主体

(1) 基本的考え方

パッケージ事業については、より現場に近い立場で地域経済の活性化と地域雇用の創造に責任をもって取り組む行政主体である市町村と地域の経済・雇用を担う立場の地域の経済界とが一致協力して地域の雇用創造に取り組むことが効果的であり、国の委託事業として相応しいとの考え方の下、市町村、経済団体等により構成される協議会が事業の提案や実施を行うこととしています。

(2) 協議会の要件

事業の提案主体は、以下の①～③のいずれも満たす協議会とします。なお、協議会は、法人格を要さず、いわゆる権利能力なき社団で差し支えありません。

① 以下の者を構成員に含むこと。

イ 対象地域内のすべての市町村

ロ イの市町村の区域において活動する経済団体（商工会議所、商工会、商店街振興会、農協等）

ハ その他有識者

② 代表、総会等の意思決定機関、事務局、業務を監査する者等、適切な組織を有すること。事務局には会計事務の責任者を置いていること。

③ 規約及び会計事務の取扱いに係る規定が整備されていること。

(3) 事業構想の提案

事業構想の提案は協議会が行うこととします。提案の時点において協議会が正式に設置されていない場合には、設立準備会議から提出することで差し支えありませんが、この場合でも、地域再生計画認定申請時までには協議会を設立することが必要です。

なお、1つの市町村が提案できるパッケージ事業の構想は、各年度につき1つのみとします。（構成市町村が異なる協議会に参加する場合も同様です。）

なお、事業構想は、事業の実施を希望する期間（最大3年度間）全体にわたるものを提案することとします。

(4) 事業の実施主体

事業の委託先は原則として協議会とします。なお、協議会から民間団体等への再委託は可能です。

また、特に必要と認められる場合には、協議会等があらかじめ事業構想において指定した民間団体等に対して直接委託することも可能とします。

いずれの場合であっても、委託先である民間団体等は、当該委託に係る事業と同じ分野の事業の実施について過去に実績があり、かつ、事業実施体制が整備されていることが不可欠です。また、事業実施全体に係る管理・責任主体は、あくまでも協議会であり適切な民間団体等へ委託することはもとより、協会から直接委託を受けた民間団体等を含め事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに事業評価や会計処理等についても協議会が責任をもって行うこととします。

4 事業内容

(1) 基本的な考え方

パッケージ事業は、対象地域内の市町村や経済団体等の創意工夫により、地域の特性・資源を顕在化させ、これらを有効に活用した地域経済の活性化や雇用機会の創出に資する地域再生の具体的な取組と一体となって実施することにより、それらの取組による雇用創造効果をさらに高めることが見込まれる雇用面での対策、具体的には雇用機会の創出、求職者等の能力開発及び求職者への情報提供、相談等といった取組を支援するものです。

従って、協議会等においては、地域再生の取組の推進に伴う雇用創造に関する課題を適切に把握し、それを解決するために真に必要であり、かつ、効果の高いものを事業内容とすることが重要です。

なお、こうした観点から、すでに実施している市町村等の事業の単純な財源の振り替えたにすぎないような事業は、本事業の対象とはなりません。また、同様に、求職活動援助事業など、既に対象地域で実施中の国の委託事業等と重複する内容のものも本事業の対象とはなりません。

(2) 事業内容例

具体的には、以下のメニュー例のような雇用対策事業を行うことができます。

なお、これらはあくまでも例示であり、これらの他にも地域の創意工夫を活かした事業であり、上記(1)の考え方に合致するものであれば実施が可能です。(具体的にどこまでの範囲の事業が可能かについては、都道府県労働局に個別に御照会ください。)

(メニューの例)

① 雇用機会創出メニュー

・・・創業、事業拡大への支援等による雇用機会を創出するための取組

イ 地域の創業、事業拡大等に必要な中核的又は専門的人材の誘致活動（募集活動、U・Iターン促進等）

ロ 創業者等に対する労務管理についての研修・相談

ハ 他地域における雇用機会創出の成功事例研究やその中心人物等を招いてのセミナー 等

② 能力開発メニュー

・・・地域における就職等を容易にするための求職者等の能力開発の取組

イ 求職者等に対する訓練（既存施設の改修、講師の再訓練等を含む。）

ロ 求職者等に対する研修・講習

ハ 国内外留学 等

③ 情報・相談メニュー

・・・地域における就職等を容易にするための求職者等への情報提供や相談等の取組

イ 求職者等に対する訓練、研修・講習に関する情報提供・相談

ロ 地域外の求職者等に対するU・Iターン促進のための情報提供・相談 等

